

明和町英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校、特別支援学校の中学部に在籍する生徒で町内に住所を有する者及び、明和町の中学校に在籍する生徒（以下単に「生徒」という。）の英語力及び学習意欲向上を図るため、生徒及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。）に対して、公益財団法人日本英語検定協会（以下「協会」という。）が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験に要する費用として補助金を交付することに関し、明和町補助金等交付規則（昭和48年明和町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、英検を受験した生徒の保護者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、英検の検定料の半額とする。

2 一の年度における補助金の交付は、生徒1人につき1回を限度とする。

3 過去に受験して合格したことがある英検の級については、規則第3条の規定による補助金の交付を申請することができない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に指定する別に定める期日は、協会が定める受付期間及び試験日程に応じて教育長が別に定める。

2 規則第3条の規定による補助金の交付の申請は、明和町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して教育長に提出するものとする。

(1) 英検の検定料を支払ったことを証する書類又は英検の受験票の写し

(2) その他教育長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、明和町英語検定料補助金交付決定通知書（様式第2号）による。

(実績報告等の特例)

第6条 補助金の交付の申請をした保護者が規則第6条の規定による通知を受けたときは、規則第4条の規定により決定した補助金の額をもって規則第13条の規定による補助金

の額の確定及びその通知を受けたものとみなす。この場合においては、規則第12条の規定は適用しない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

明和町英語検定料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）明和町教育長

〒
（申請者）住所

電話

氏名

㊞

明和町英語検定料補助金交付要綱第4条の規定に基づき、明和町英語検定料補助金を交付されたく関係書類を添えて請求します。

受験生 徒	ふりがな		住 所	
	氏 名			
	学校名	中学校	学年・組	
1次受験日 (受験会場名)	年 月 日 ()	受験級 (検定料)	級 (円)	
		請求額 (検定料の半額)	円	
振込 先 口座	金融 機関名		預金 の 種類	普通・当座・貯蓄 (いずれかに○)
	支店名	支 店	口座番号	
	ふりがな			
	口座名義 (申請者とする)			
<p><添付書類> (裏面に貼り付けてください)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英検の検定料を支払ったことが分かる書類又は英検の受験票の写し <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付申請は、当該年度中に1回です。 ・申請は、1次受験日より30日後までに、行ってください。 ・補助金の交付は予算の範囲内において行います。 				

(受験料振込証明書等貼り付け)

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

明和町英語検定料補助金交付決定通知書

明和町教育長

印

年 月 日付けで申請のありました明和町英語検定料補助金については、明和町英語検定料補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額

英語検定 級 検定料	円
------------	---